

令和5年度 第36回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和5年7月13日(木) 午後3時～午後4時5分
- 2 開催場所 朝来市役所本庁舎4階会議室
- 3 出席した農業委員 13人
1番 松浦 修三委員 2番 大森 げん委員 3番 前田 由記夫委員
4番 奥藤 康正委員 5番 高本 知宜委員 6番 米田 隆至委員
8番 西村 繁 委員 9番 佐野 伸夫委員 10番 大田垣 強委員
11番 楠 晃 委員 12番 原田 昌二委員 13番 西 好朗職務代理
14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 1人
7番 米田 利秋委員
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 12人
- 6 現地調査委員
農業委員 西 好朗委員 大森 げん委員
推進委員 田中 隆志委員 中尾 孝幸委員
- 7 議事日程
日程第1 議案第174号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第175号 農地法第4条申請について
日程第3 議案第176号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第177号 朝来市農業委員会運営規則の全部改正について
日程第5 議案第178号 朝来市農業委員会部会会議規則の廃止について
日程第6 議案第179号 朝来市農業委員会事務局規程の全部改正について
日程第7 議案第180号 朝来市農業委員会農家台帳等管理規程の廃止について
日程第8 議案第181号 朝来市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部改正について
日程第9 議案第182号 朝来市農地の現況転換の適正化に関する要綱の一部改正について
日程第10 議案第183号 朝来市農業委員会農地法事務取扱要綱の一部改正について
日程第11 議案第184号 朝来市農地台帳の閲覧に関する規程の制定について

8 事務局職員

事務局次長 藤原 雅人 主幹 石橋 禎之 農地農政係長 森本 礼子

9 農林振興課職員

主事 福富 裕貴

10 会議の概要

○事務局 失礼いたします。それでは、ただいまから第36回朝来市農業委員会総会を開催いたします。

既に送付いたしております次第に基づき進めさせていただきます。

最初に、石原会長から御挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていきたいと思っております。

会長、よろしくお願いいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員12名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第36回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4の「議事録署名人の指名」につきましては、1番の松浦修三委員と2番、大森げん委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、次第5「議事」に入ります。

議事日程に基づきまして進めさせていただきます。

日程第1「議案第174号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位325番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。航空写真325を御覧ください。申請地はフジッコと和田山中中学校

の間の交差点を右折しまして約1キロほど行ったところの岡田区になります。この申請地は5年ほど前、●●さんと●●さんの間で家屋、土地、周辺の農地含めて譲渡が、売買が成立しまして、その後、農地が3条であると、3条農地であるということで登記ができない状態が続いておりました。現在、仮登記しかできていないということで、30アールの要件を満たしていないということで、この4月から30アールが撤廃になりましたので、この際、登記できる状態にしておこうというようなことで申請となりました。もともと●●さんの息子さんが出ておられた土地と家屋でありまして、●●さんは農業には興味あるんですけど、なかなか手が出せないというような状態で、5年間、親御さんが管理をされておられたということでございます。今回、3条申請要件、全て満たしていますので、許可相当というように思います。よろしく御審議ください。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位326番及び受付順位327番、2件につきまして、提案理由の説明を地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員 説明を申し上げます。

まず、326番の航空写真を御覧いただきたいと思います。申請地は県道十二所澤線の沿道にあるわけですが、立脇集落のほぼ中ほどの播但線側にあるというように理解をしていただけたらと思います。当該申請地につきましては、譲渡人の●●さんは現在姫路市のほうにお住まいでございまして、この物件については相続で自分に所有権があるということでございますが、居住地が遠いので、もう長い間この農地の管理ができてないと、迷惑をかけているというようなことがありまして、近隣のどなたかに譲り渡したいということで、●●さんとの間で話がまとまったというように聞いているところでございます。

この申請地の現況を少し説明させていただきますと、地図のところ、写真にもございますように、登記簿上は田でございまして、現況はもう雑草が五、六十センチも生えておりまして、とても田という現況ではございませんが、幸いにして灌木とかそういうものは生えてないというように見受けましたので、復田は可能であろうと思っておるところでございます。この譲受人の●●さんにつきましては、この農地を復田するならば、継続して農地経営に役立てるということについては、条件的には問題はなかろうと思っておられますので、そういった現況のものを3条申請によって所有権が変わっていくということを御理解お願い申し上げます。

○石原会長 続けてお願いします。

○米田（隆）委員 それでは、続きまして、327番でございます。これにつきましても、航空写真を御覧いただきますと、これも物部の地域内にございまして、この申請地がある辺りにつきましてもは旧県道でございまして、申請地の西側にあるのが旧県道でございまして、すぐに見えるというところがございますので、集落の北側から来て上がっていくというところがございますので、御理解をお願いいたします。

この327番の状況につきましても、所有者は●●さんという方で、おうちは今空き家になっておりまして、大阪府高槻市のほうにお住まいでございまして、それらのことから、農地を処分していきたいというような考え方をもちまして、どなたかをお探しになっていたようでございますが、幸いにして、近くで農業をやっておられる●●さんとの話がまとまりまして、今回、3条申請の譲受人としてお世話になるということになりました。

ただ、この申請地につきましても、登記簿は田でございまして、現況はもう畑で、私の記憶では相当昔から田んぼの稲とかそういうのが作られた記憶はございません。一部、見たところでは雑草が生い茂っているというような状況でございまして、これをもう一度農作物が作れるように改良して使いたいというような話を●●さんはされておりましたので、これらにつきましても十分に継続して農地としての使用をしていただける方であろうということに何ら問題はございませんので、御審議のほどお願い申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位328番の提案理由の説明を、地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 失礼します。それでは、議案第174号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、受付順位第328番の説明をさせていただきます。添付の航空写真4枚目、受付順位328番の写真を御覧ください。申請地は国道312号線沿いに存する三和化工株式会社手前を右折、市川を渡ったところの丁字路を左折し、市道をさらに南に800メートルほど進んだ位置にある農地です。

当該農地は、譲渡人の●●さんから譲受人の●●さんが借り受け、水稻栽培を現在行っておられます。●●さんは高齢で農地管理が十分できなくなったため、かねてから農地の譲受人を探しておられました。先ほども説明しましたとおり、現在、譲受人の●●さんが当該農地で水稻栽培を行っておられることから、このたび両者間で無償移転の話がまとまり、本申請に至りました。

それでは、申請案件審査資料を御覧ください。受付順位第328番の項に記載されているとおり、いずれも全ての項目で条件を満たし、営農計画書も提出されていること、また、

農地、水路等の管理及び共同作業等に協力する旨の誓約書も提出されていることから、本申請は許可相当であると思料をいたします。御審議よろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位329番の提案理由の説明を地元委員の大田垣委員に求めます。

○大田垣委員 それでは、3条申請、329番の説明をさせていただきます。

農地につきましては、312号線、立野地域で、目印としましては夜久薬局の斜め前のほうというように御理解ください。この農地につきましては現在、立野営農組合が耕作をいたしておりますが、この●●さんも当然、立野の住民ではございます。売りたい側、買いたい側の話がまとまりまして、今回の申請となりました。●●さんにつきましては、これまでも度々承認をいただき、田を購入されてございますが、この案件につきましては立野営農組合が今後も継続して農地を管理するということでございますので、何ら問題ないというように思います。よろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位325番から329番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の大森委員のほうから補足説明はございますか。

○大森委員 7月の5日の日に現地のほうを調査しまして、職員2名、農業委員2名、推進委員2名、合計6名で現地のほう確認しましたがけれども、特に問題はありません。よろしく申し上げます。

○石原会長 それでは、皆さんのほうから、この件等につきまして、御意見なり御質問ございますか。

3条ですが、特にないようですので、受付順位325番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位326番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位327番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位328番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位329番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第175号、農地法第4条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位330番の提案理由の説明を、地元委員の大森委員に求めます。

○大森委員 それでは、御説明させていただきます。

受付順位330番の航空写真を御覧ください。現地調査は6月の24日の日に行ってまいりました。朝来出石線の10号線を出石方面へ進み、十六柱神社の交差点を左に曲がり、少し行ったところに申請地、●●番地、●●番地があります。すぐ隣の●●番地が今回申請者の●●さんの家になります。現状は露天駐車場及びカーポートになっておりますが、登記簿は畑になっており、現状と一致させるために今回申請されました。着工されたのは平成30年の5月頃、3週間ほどかけてされたそうです。本人からの始末書も提出されており、地元区長、農事部長、水利組合代表からの同意書も添付されており、何ら問題なく許可相当と思います。御審議のほうよろしくをお願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位330番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の西委員のほうから補足説明ございますか。

○西委員 失礼します。ただいま大森委員が御説明されたとおりで、何ら問題ないかと思えます。よろしくお願ひいたします。

○石原会長 第4条の関係につきまして、皆さん方のほうから御意見なり御質問ございますか。

ないようですので、受付順位330番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第176号、農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 議案第176号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。それでは、議案書の6ページを御覧ください。まず、農地利用集積計画の概要について説明をさせていただきます。

1の利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について、区分といたしまして、田のほうは面積8,100平方メートル、筆数4筆、畑につきましてはどちらもゼロとなっており、合計8,100平方メートル、合計で筆数は4筆となっております。また、利用権の設定を受ける戸数が3戸、利用権を設定する戸数が4戸となっております。

次に、2の設定する利用権の概要について説明をさせていただきます。利用権の内容につきましては、全て使用貸借権となっており、4筆、計8,100平方メートルとなっております。また、利用権の終期につきましては、令和10年3月末が1筆、3,015平方メートル、令和14年3月末が2筆、計1,957平方メートル、令和16年3月末が1筆、計3,128平方メートルとなっております。

次のページに行っていただきまして、こちらのページにつきましては、利用権の設定を受ける者及び設定する者の住所等、また、貸借土地の所在地等を記載させていただいております。なお、一番上のひょうご農林機構及び和田山町市場の●●さんとの間で結ばれております利用権設定につきましては、県の農地バンクの関係で設定をされておりまして、ひょうご農林機構からは殿の●●さん、認定農業者の●●さんに貸付けを予定されております。

また、次の8ページ及び9ページにつきましては、それぞれ利用権設定される方及びする方の住所等を記載しておりますので、また御確認いただけたらと思います。

以上で説明を終わります。

○石原会長 担当課からの説明がございました。

皆さんのほうから御意見なり御質問ございますか。

特にないようですので、議案第176号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、次の日程第4「議案第177号、朝来市農業委員会運営規則の全部改正について」から、日程第11「議案第184号、朝来市農地台帳の閲覧に関する規程の制定について」までにつきましては、全て関連がありますので、一括で上程説明を行います。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 議案第177号から議案第184号につきまして、提案理由の説明を事務局に求めます。8件もありますので、ちょっと皆さん大変ですけど、よろしく。

○事務局 失礼いたします。それでは、議案第177号から議案第184号までの例規の制定、改廃に関します議案説明を一括してさせていただきます。

本年度に入りましてから、農業委員会事務局が所管をいたします例規につきまして、現状の本市農業委員会の運営、事務手続等を踏まえまして点検を行いましたところ、改正を要します規定が散見されましたことから、本日改正等を提案させていただくものでございます。

議案書の10ページをお開きください。まず、議案第177号、朝来市農業委員会運営規則の全部改正についてでございますが、本市農業委員会では設置していない部会に関する規定の削除、平成27年の法改正により新たに設けられました農地利用最適化推進委員の辞任及び解囁に関します規定、法改正に伴いまして条番号が改められたことによる引用条項を整理すること、それから、別に制定をいたしております農業委員会事務局規程で本来規定すべき事項の整理等を行いますために、全部改正を行おうとするものでございます。

農業委員会等に関する法律第16条では、農業委員会に農林水産省令で定めるところにより部会を設置することができる」と規定されてございます。部会につきましては、昭和32年の法改正によりまして、選挙委員の定数が20人を超える農業委員会に置かれることとなった機関でございますが、部会制度が採用されることとなりました理由につきましては、農業委員会の恒常的な所掌事務、許認可等の事務でございますが、より少人数の部会制によって運用することが実情に即すると考えられたため、以前は選挙委員定数が20人を超え

る農業委員会には農地部会を必ず置くこととされてございました。その後、平成16年の法改正によりまして、農地部会の設置につきましては定数によることなく市町村の判断に委ねることとされました。さらに、平成27年の法改正後の農業委員会では、その所掌事務が農地等の利用の最適化の推進に関する事項に重点化されたことによりまして、もはや農地部会とそれ以外の部会といった機能別の部会を法律上位置づける意義が失われることとなりまして、従来の機能別の部会を廃止しまして、農業委員会の区域の一部について部会を置いて事務を処理できることとされました。

つまり、部会が置かれた区域における農業委員会の許認可等の事務は部会で、それ以外の区域における農業委員会の許認可等の事務は総会で処理することとされました。例えば朝来市和田山町の区域だけを部会を設けて、そこの部会で許認可等の事務を行うというようなことができることとされてまして、和田山町以外の山東、生野、朝来の許認可の事務については総会で議決するというようなことが法律上、できるようになってございます。ただ、これまで本市におきましてはこの部会制度は採用されたことがございませぬし、また、今後においても本市の農業委員数、部会を設置する場合も認定農業者の要件等が法律上規定されておりますので、その運営体制、あるいは事務局体制を考慮すれば、今後、現実的に部会を設置することはないものというふうに考えられますので、本市で制定する例規で部会を規定しております関係例規について改正をさせていただこうというものでございます。

それから、平成27年の法改正により新たに設けられました農地利用最適化推進委員の解嘱の手續等を新たに規定するとともに、改正前の規則では事務局職員の任免や職務、事務局長等の専決事項など、本来ですと事務局規程で規定すべき事項がこの運営規則の中で規定されておりましたので、これらについては整理して、後ほど説明させていただきます農業委員会の事務局規程で規定すべく整理を行うものでございます。これらの改正箇所が多くなりましたことから、規則の全部を改正しようとするものでございます。

議案書の11ページから14ページに新たに制定をいたします運営規則の案を載せておりますけれども、全部改正しました運営規則では会長の設置、職務代理、会長等の互選の方法、農業委員等の辞任、会長の解任及び推進委員の解嘱の手續、それから、会長の専決処分、告示に関する事項、身分証の様式、農業委員会で使用いたします公印などについて規定をさせていただいております。

なお、参考までに、15ページから19ページに現行の規則を載せさせていただいてござい

ます。

次に、議案書の20ページ、議案第178号、朝来市農業委員会部会会議規則の廃止につきましては、先ほど御説明をさせていただきましたとおり、本市におきましては今後におきましても部会を設置する見込みがないことから、部会会議規則を廃止しようとするものでございます。

議案書の21ページに規則を廃止する規則の案を、22ページ、23ページに現行規則を載せてございます。

次に、議案書の24ページ、議案第179号、朝来市農業委員会事務局規程の全部改正についてでございますが、先ほどの議案第177号の農業委員会運営規則の全部改正に伴いまして、運営規則と事務局規程でそれぞれ規定すべき事項を整理するとともに、事務局長等の専決事項、文書の取扱い等につきましては、市のほうで制定されております例規に既に定めてございますので、それを準用する旨の規定をするなど、全部改正するものでございます。

25ページに新たに制定をいたします事務局規程の案を載せておりますけれども、新たな事務局規程では職員の設置、定数、給与、所掌事務、事務局長等の専決事項、文書の取扱いなどにつきまして規定をさせていただきます。

26ページから28ページに現行の規定を載せさせていただきます。

次に、議案書の29ページ、議案第180号、朝来市農業委員会農家台帳等管理規程の廃止についてでございますが、当該規程は農業委員会が保有します農家基本台帳及び農家台帳システムデータの管理、閲覧に関し必要な事項を定めるものでございますが、事務補助等を目的として整備が進められてきました農地基本台帳が、平成25年12月の農地法改正に伴いまして農地台帳として法定台帳に位置づけられ、平成27年4月1日から農地台帳及び農地に関する地図が公表されることとなりました。以前は農家台帳も農業委員会のほうで調製管理をしてございましたが、この農地台帳の法定化等によりまして、現在では農家台帳は調製管理をしていないことから、当該規程を廃止しようとするものでございます。

議案書の30ページに規程を廃止する規程の案を、31ページから34ページに現行規程を載せさせていただきます。

次に、議案書の35ページ、議案第181号、朝来市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部改正についてですが、当該規程は農業委員会が整備をいたします農地台帳の情報の適時適切な更新等に関しまして必要な事項を定めるものでございますが、議案書37ページの

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

改正前の規定第3条におきましては、定期的な点検時期といたしまして、農業委員会選挙人名簿の調製時期に実施することなどを規定しておりますけれども、御承知のように、農業委員の選出方法が公選制から市町村長の任命制に変更されたことによりまして、現在では選挙人名簿の調製を行っていないことから、関係規定を改めまして、農地台帳につきましては現在も行っておりますけれども、毎年1回以上、固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合を行うことと規定するもので、そのほか、あわせて、用字用語等につきまして改めさせていただくものでございます。

議案書の36ページに規程の一部を改正する規定の案を、37ページから45ページに新旧対照表を載せさせていただいております。

次に、議案書40ページ、議案第182号、朝来市農地の現況転換の適正化に関する要綱の一部改正についてでございますが、当該要綱は農地の利用価値を高めるため盛土、切土等の農地の現況転換を行う場合の必要な事項を定めるものでございますが、議案書の49ページをお開きください。第4条第3項及び第4項におきまして、現況転換届出書の提出がありました場合につきましては農地部会に報告し、農地部会で確認する旨、規定されてございますが、本市では、先ほど来言っておりますように農地部会が設置されていないことから、総会での確認に改めるほか、法改正に伴いまして条番号が改められたことによります引用条項の整理及び用字用語等を改めるものでございます。

議案書の47ページに要綱の一部を改正する告示の案を、48ページから54ページに新旧対照表を載せさせていただいております。

次に、議案書55ページ、議案第183号、朝来市農業委員会農地法事務取扱要綱の一部改正についてでございますが、当該要綱は農地法の実施のために本市農業委員会の権限に係る事務につきまして必要な事項を定めるものでございますが、議案書の58ページをお開きください。第4条第2項におきまして、非農地証明につきまして農地部会で議決する旨規定されておりますが、本市では農地部会が設置されていないことから改めますとともに、省令改正に伴いまして条番号が改められたことによります引用条項の整理と用字用語等を改めるものでございます。

議案書の56ページに要綱の一部を改正する告示の案を、57ページから64ページに新旧対照表を載せております。

最後に、議案書65ページ、議案第184号、朝来市農地台帳の閲覧に関する規程の制定に

ついてでございますが、農業経営主に係る農地台帳、従前は農家台帳でございますが、その閲覧につきましても、先ほど廃止を提案させていただきました農家台帳等の管理規程に基づき対応してまいりましたが、当該規程を廃止することに伴いまして、農業経営主の農地台帳の閲覧に関し新たに規程を制定するものでございます。

議案書の66ページに新たに制定します規程の案を載せておりますが、制定する規程では閲覧することができる者、閲覧の場所、方法、閲覧日、閲覧時間等を定めております。

以上、議案第177号から議案第184号までの例規の制定、改廃に関する議案説明とさせていただきます。

なお、いずれの例規につきましても、その施行日は、新たな委員の任期開始日でございます令和5年7月20日とさせていただきます。以上でございます。

○石原会長 時代の移り変わりの中で実態と合っていない規程が実は見直されてなかったということで、今日まとまってどんと出たので、我々も、あっ、こういうことがあったのかなというのをちょっとびっくりした経過があるんですけども、皆さんのほうから、今の説明聞いてお分かりかどうか分かりませんが、1件ずつちょっと質問なりいただいて決めていきたいと思っておりますので、そういう進め方させていただきますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石原会長 最初に、177号、運営規則の全部改正、これにつきまして御質問なり御意見、最初の議案ですけど、ございますか。

はい、どうぞ。

○松浦委員 すみません、ちょっとお尋ねをしたいんですが、議案1つずつということなんですが、先ほどの177から184の提案理由は分かりました。ただ、なぜこの最終の総会に上程をされるのか、ほとんどの方が退任をされるというこの時期に上程されるという、その意味がちょっとよく分かりません。

○石原会長 ちょっと事務局、教えてください。

○事務局 本日提案させていただきましたのは、先ほど申し上げましたように、本年度に入りましてから例規の点検をさせていただきました。その中で改正を要する例規につきまして、例規担当部局であります総務課との協議をさせていただいております。それで、いつの総会に諮るかということは検討いたしましたけれども、農業委員として活動された皆さんが今おそろいの中で、今度替わられてから議案を上程しても、実際活動されていない

委員さんが多くなりますので、実情を知っておられる現在の委員さんの総会、たまたま最終になりましたけれども、本日提案をさせていただいたということでございます。以上です。

○石原会長 松浦さん、よろしいですか。

○松浦委員 そう言われたらそうなのでしょうけど、今現在の委員さんがこの内容をどれだけ把握されてるかということなんです。新委員さんと今の委員さんとの認識の違いがどれだけあるかということなんですけど、僕は中立委員ということで分からないだけかもしれないんですが、恐らく新委員さんの総会の場でこれを説明されても同じことかなという、実際問題ですよ、という気はします。以上です。

○石原会長 これはあれですね、今日決めて、ここで決めるということで、新委員さんは関係なしの、旧、今の委員で決めるということですね。それで7月の、次の新しくなる、20日ですか、新委員さんが決まるその日からスタートするという規程で、そういうことだね。

○事務局 そういうことです。

○石原会長 いや、それは、こういうようなもの、見ただけでなかなか、ぴんとくる人も中にはおられないかも分かりませんが、一部はちょっと説明を受けたら分かるんですけど、例えば先ほど言われてました農地委員会ですか、農地部会ですか、そういうものがそこにいるんなことを、今総会で決めてるような3条のそういうようなことは部会で決めるという、そういうようなルールがあるんですけど、朝来市の場合はそれは採用してないけども、規程等にはそういうのが、ちょっとおかしいということで、いろいろチェックされたらこういうものが出てきたんだと思うんですけど、もっと早くから徐々にちょっとずつでもしておいたらそういうことなかったのに、まとめてどんと出ましたんで、私もちょっと実はびっくりしたんですけども、でも、内容をお聞きしたら、なるほどな、改正せなあかんということなんで、今日こういう形になったということなんですけども。

そのほか何か御意見ございますか。

ちょっと1つずついかせてもらってよろしいですか。今の理由、お分かりですか。総務担当のほうと十分やり取りをした結果の内容ですね。

○事務局 市役所では、例規改正をする場合には、例規担当は総務課になりますけれども、そちらとの調整でチェックをさせていただいて、農業委員会でしたら総会、市でしたら議会に上程をさせていただいて議決をいただくというような流れになりますので、よろ

しくお願いしたいと思います。

○石原会長　そういうことですので、専門家の方がチェックされた内容でということですので、ちょっと我々の理解できないところもありますけど、プロにお任せするというようなことで、しゃあないかなという、私個人ではそう思ったんですけども。

それでは、ちょっと1つずついかせていただきます。

議案第177号について、まずもう1回、御質問なり御意見はございますか。

特にないようですので、採決を採らせていただきます。よろしいでしょうか。

賛成の方、そしたら、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長　全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、議案第178号、部会会議規則の廃止についての、これの項目につきまして御意見なり御質問。

これもないようですので、採決を採らせていただきます。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長　本件は承認されました。

続きまして、179号、事務局規程の全部改正について、御意見ございますか。

特にないようですので、採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長　全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、議案第180号、農家台帳等管理規程の廃止についての御意見、御質問ございますか。

ないようですので、採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長　全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、議案第181号について、農地台帳点検等実施規程の一部改正、これについての御意見、御質問ございますか。

これもないようですので、採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、議案第182号、農地の現況転換の適正化に関する要綱の一部改正について、御意見、御質問はございませんか。

ないようですので、採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、議案第183号について、農地法事務取扱要綱の一部改正、これについての御意見、御質問ございませんか。

ないようですので、採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

最後に、議案第184号、農地台帳の閲覧に関する規程の制定について、御意見、御質問ございますか。

ないようですので、採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

ありがとうございました。

以上で本日の議案審議、全て終了しました。

閉会に当たりまして、西職務代理者のほうから御挨拶いただきます。

○西職務代理者 <閉会挨拶>

(午後4時5分終了)